

令和6年度学童クラブ入会のしおり

学童クラブは、保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護(保育)を受けられない小学生を対象に、安全な生活の場を提供するとともに健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

●令和6年4月入会申請(集中受付)

受付期間: 令和5年**11月1日(水)**から**12月14日(木)**まで

- * 申請方法によって受付期間が異なります。詳細は別紙『令和6年度4月入会 集中受付のご案内』を確認してください。
- * 上記の期間を過ぎての申請は、期間外扱いとなります。期間内に申請されたかたの決定後、定員に空きがある場合のみ入会を承認できますのでご注意ください。
- * 現在学童クラブに入会している方も申請が必要です。

●年度途中(令和6年5月以降)の入会申請

受付期間: 入会を希望する月の前月15日まで

(15日が土曜日、日曜日、祝日の場合は次の開庁日まで)

受付場所: 市役所子ども子育て支援課学童クラブ係(本庁1階16番窓口)

受付時間: 午前8時30分まで分から午後5時15分まで

申請前に『学童クラブ入会のしおり』の内容を必ず確認してください。

●学童クラブと保育園を同時申請されるかた

学童用の在職証明書は保育園の申請に使用できませんが、保育園用の就労証明書は学童クラブの申請に使用できます。コピーを提出してください。

●自営業・出産予定者・疾病などで申請されるかた

用紙が別にありますので、お申し出ください。しおりには同封されておりませんのでご注意ください。

●入会申請されるお子さまに障害がある場合

申請の際に診断書が必要となります。直近の診断書であれば、コピーでも代用可能です。申請時に診断書が間に合わない場合はご相談ください。

- * 申請内容に変更が生じた場合は、必ず市役所までご連絡ください。
- * 申請書類に不備・不足があった場合、申請を受付ることができません。必ず保護者の方が申請してください。
- * 新規入会の方は、3月中旬頃に説明会があります。その際は、この『学童クラブ入会のしおり』をご持参ください。

昭島市子ども家庭部子ども子育て支援課学童クラブ係
〒196-8511 昭島市田中町1-17-1 1階16番窓口
電話 042-544-5111 内線2248・2249



市ホームページ

目次

1. 入会対象児童について	3ページ
2. 申請要件について	3ページ
3. 開所日について	3ページ
4. 保育時間について	3ページ
5. 学童クラブを利用できる日について	3ページ
6. 延長保育について	3ページ
7. 学童クラブでの過ごし方について	4ページ
8. 費用について	4ページ
9. 費用の減額・免除について	4ページ
10. 申請に必要な書類について	5ページ
11. 申請から入会までのスケジュール	5ページ
12. 入会保留になった場合	5ページ
13. 入会許可期間について	5ページ
14. 各種変更の手続きについて	6ページ
15. 学童クラブに関するQ&A	6ページ
16. 入所基準指数表について	7ページ
17. 学童クラブ一覧	8ページ

1. 入会対象児童について

- ・ 小学校1年生から3年生までの児童(障害のある児童が継続申請する場合は4年生まで)で、保護者の就労等により放課後や夏休みなどに適切な監護(保育)を受けられない児童
- ・ 心身に障害のある児童の入会審査については、保護者の了承のうえ、事前に保育園等で行動観察を行い、集団生活が可能であることを確認させていただきます(各クラブ定員数内で3名まで受け入れ可能)。
申請される際に診断書の提出が必要となります。

○ 入会することができない児童について

- ・ 心身が虚弱で学童クラブの集団生活に耐えられない児童
- ・ 感染症又は悪性の疾患を有する児童
- ・ 学童クラブ育成料・延長育成料の滞納がある場合(以前入会していたきょうだいの分も含む)

2. 申請要件について

次の(1)～(3)全てに該当する場合に申請できます。

- (1) 保護者の勤務が、月曜日から土曜日までのうち3日以上又は月12日以上、且つ正午過ぎまでの1日4時間以上である。
- (2) (1)のほか、保護者が疾病等で児童の監護(保育)に当たれず、学童クラブを必要とする状況である。
- (3) 入会時65歳未満の同居の祖父母が就労等により児童の監護(保育)に当たれず、学童クラブを必要とする状況である。
※ 同居の祖父母とは、同一住所の祖父母となります。

3. 開所日について

月曜日～土曜日

※ 祝日及び年末年始(12/29～1/3)は閉所となります。

4. 保育時間について

学校のある日	下校時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで)
学校休業日(春・夏・冬休み、振替休業日)	午前8時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで)
土曜日	午前8時から午後6時まで(延長保育は午後7時まで)

※土曜日の保育は勤務証明書の記載がある方で、事前の申請が必要です。

5. 学童クラブを利用できる日について

R7より育休中の復職日について

- ・ 在職証明書等で証明された曜日及び時間帯までのご利用となります。お仕事等が休みの時など、入会した理由以外の理由ではご利用できません。
※ 例えば、保護者の勤務が14時までで、通勤時間が20分ほどであれば、14時30分ごろに降所となります。
この場合、5時間授業の日などはお預かりできる時間がほとんどありません。

6. 延長保育について

- ・ 事前申請のうえ、在職証明書等で必要と認められた場合のみご利用可能となります。
- ・ 延長保育時間帯は午後6時から午後7時までと、学校が休みの日の午前8時から午前8時30分までとなります。
- ・ 午後6時からの延長保育をご利用される場合は原則、保護者のお迎えが必要となります。
- ・ ご利用希望の方は利用する前の月の25日までに申請してください。
なお、当日の急なご利用の場合は、午後5時30分までに学童クラブに連絡のうえ、利用可能となります。
- ・ 延長利用を月単位でお申込みいただいた場合、解除の申請がない限り利用料が発生しますのでご注意ください。

【参考】利用申し込みの目安

	午後6時半まで	午後7時まで
月単位	日常的に利用し、ほとんど6時半まで	日常的に利用し、ほとんど6時半を超える
日単位	月に数日利用がある	

※ 月単位6時半までの申込みで、6時半を超える利用があった場合は30分毎に100円かかります。

7. 学童クラブでの過ごし方について

(1) 学校のある日

時間	保育内容
下校時～	登所、出席確認、健康状態の確認
～15:00	自由学習、自由遊び、集団遊び
15:00～16:00	おやつ、集団活動、整理整頓
16:00～18:00	自由遊び

(2) 学校休業日(春・夏・冬休み、振替休業日、土曜日特別保育)

時間	保育内容
8:30～9:00	登所、出席確認、健康状態の確認
9:00～10:00	自由学習
10:00～12:00	自由遊び(学校での学習の日もあります)
12:00～13:00	昼食
13:00～15:00	リラックスタイム・自由遊び
15:00～16:00	おやつ、集団活動、整理整頓
16:00～18:00	自由遊び

8. 費用について

内訳		金額	支払方法及び支払期限
育成料		月額 4,500円	口座振替又は納付書 口座振替日及び納付期限は各月末日 (12月のみ例外) ※土・日・祝日の場合は翌営業日 各学童クラブの指定口座に振込み
延長育成料	月単位	午後6時～6時30分 月額 1,000円	
		午後6時～7時 月額 2,000円	
	日単位・単発	30分毎に100円	
間食・行事費		月額 1,500円	

※ 育成料と間食・行事費は月額制です。利用回数に関わらず、入会している限り費用が発生します。

9. 費用の減額・免除について

- 減額・免除を受けるには、あらかじめ申請が必要です。入会の決定通知が届いた方が手続きできます。
(注)令和5年度減額・免除を受けていた場合も、あらためて申請が必要となります。
- 減額・免除開始は申請月の翌月分から対象となります。
- 市役所子ども子育て支援課学童クラブ係(本庁1階16番窓口)にて、以下の書類と本人確認のできる物をご持参のうえ、手続きをしてください。
※ 本人確認のできる物 … ①写真付きの証明書の場合1点のみ(マイナンバーカード、運転免許証等)
②写真がないものは2点以上(健康保険証、診察券等)

提出書類は下の表で確認してください。

- 学童クラブ育成料等減免申請書
- 学童クラブ扶助費支給申請書
- 生活保護受給証明書
- 令和5年度市区町村民税非課税証明書 ※前住地の自治体で同一世帯全員分の非課税証明書を取得し、提出ください。
- 令和6年度市区町村民税非課税証明書 ※前住地の自治体で同一世帯全員分の非課税証明書を取得し、提出ください。

対象者	費用(自己負担分)			提出書類		
	育成料	延長育成料	間食・行事費	昭島市の住民になった日		
				R5年1月1日以前	R5年1月2日からR6年1月1日の間	R6年1月2日以降
兄弟姉妹で入会の世帯	弟・妹が月額 3,000円	全額自己負担	全額自己負担	①	①	①
生活保護法による生活保護世帯	0円	0円	0円	①②③	①②③	①②③
令和5年度市区町村民税の非課税世帯	4～6月分のみ 0円	4～6月分のみ 0円	4～6月分のみ 0円	①②	①②④	①②④
令和6年度市区町村民税の非課税世帯	7～3月分のみ 0円	7～3月分のみ 0円	7～3月分のみ 0円	①②	①②	①②⑤

10. 申請に必要な書類について

- (1) 入会申請書(オンライン申請の場合は不要)
 (2) 保護者等(父母及び65歳未満の同居の祖父母分)の状況確認書類
 ※ 保護者等の状況で提出書類が異なりますので、下の表で確認してください。

保護者の状況	提出書類					入会許可期間
	在職(内定)証明書	就労状況申告書	申立書	出産予定申告書	その他	
就労(自営業以外)	○					年度末が上限
就労(自営業)		○			確定申告の写し	
就学			○		時間割表等授業時間・日数及び在学期間が確認できる書類	
疾病等			○		診断書(通院・入院期間・学童クラブの必要性を明記しているもの)	
障害			○		障害者手帳の写し	
看護・介護			○		診断書または介護保険証の写し	
求職中	○	※内定後				2箇月
出産				○	母子手帳の写し又は提示	出産月の前後2箇月を含む計5箇月

- ※ 求職要件での利用は年度1回のみとなりますので、ご注意ください。
 ※ 復職・内定予定の方は、入会月に就労開始することを条件にお申込みいただけます。入会后、昭島市内の保育園に復職証明書を提出される場合はその写し(コピー)を学童クラブ係にご提出ください。学童用に在職証明書ををご用意いただく必要はありません。
 ※ 診断書に指定の書式はありませんが、使用推奨の書式をホームページに掲載しています。

11. 申請から入会までのスケジュール

内容	4月入会	年度途中(5月以降)入会
入会申請期間	令和5年11月1日から12月14日まで * 申請方法で時期が異なります	入会を希望する前月15日まで
入会決定時期	2月中旬	入会を希望する前月下旬
通知方法	郵送	電話連絡後、郵送 (待機の場合は郵送のみ)
入会の説明	3月中旬に各クラブにて	前月中に各クラブにて

- ※ 4月入会については、令和5年12月14日までに申請された方を優先に審査をし、入会指数の高い方から入会を決定します。それ以降も令和6年3月15日までは申請できます。
 ※ 入会決定後、保護者の方の状況が変わるなどして学童クラブが不要となった場合は、必ず市役所までご連絡ください。入会を取上げるには取下届の提出が必要です。

12. 入会保留になった場合

申請者数が定員を超えた場合は入会保留となります。申請しているクラブに空きが出た場合、月毎に審査をし入会指数の高い方から入会を決定します。入会保留となったお子さんの預け先としては、次のようなものがあります。

- (1) 近隣の空いている学童クラブを利用する。
 送迎等はありませんので、お子さん自身で学童クラブへ行っていただく必要があります。
 (2) 放課後子ども教室を利用する
 定員等はありませんが、利用には登録が必要です。また、学童クラブに入会している方も登録が可能ですが、同日に学童クラブと放課後子ども教室の利用はできません。

※同時に保育園の入所申込をし保育園が入所待機となった場合、保護者が育休を延長するなど申請児童を家庭保育できるときは学童クラブも入会ができません。保育園に入所できた月から学童クラブも入所審査が可能です。

13. 入会許可期間について

年度末(令和7年3月31日)を上限とし、保護者の状況により決定します。
 次年度も入会を希望される場合は、あらかじめ申請が必要です。

14. 各種変更の手続きについて

申請内容に変更があった場合は、すみやかに必要書類を提出してください。(各クラブに提出可)

変更内容	必要書類	提出期限
退会する	学童クラブ退会届書 ★	退会する月の25日まで
入会申請を取り下げる	学童クラブ入会申請取下届	入会する前月末日まで
延長保育の利用方法を変更する	延長利用(変更・解除)申出書 ★	変更する月の前月末日まで
住所	学童クラブ入会申請書記載事項変更届	すみやかに
電話番号	※転校に伴い学童クラブを変更する場合は、変更する月の前月15日までに、市役所学童クラブ係に申し出てください。空き状況次第で翌日より変更可能となります。	
保護者氏名		
児童氏名		
同居家族の状況		
学校		
保護者の復職・就職	在職(内定)証明書	復職・就職月の前月25日まで
保護者の勤務日・勤務時間の変更・転職	在職(内定)証明書	すみやかに
保護者の勤務先名称・所在地・電話番号の変更	学童クラブ入会申請書記載事項変更届 ※在職証明者が変更になる場合は、在職(内定)証明書	
保護者が退職し、求職活動をする	学童クラブ入会申請書記載事項変更届	
保護者が産休に入る	学童クラブ入会申請書記載事項変更届・出産予定申告書・母子手帳の写し又は提示	

★がついている手続きのみ、オンラインで申請が可能です。市ホームページから申請してください。

15. 学童クラブに関するQ&A

Q 現在学童クラブに入会しています。次年度も継続して入会したいのですが、何か手続きは必要ですか？

A 次年度の入会申請が必要です。学童クラブは年度毎に申請を受け審査を行い入会者を決定します。なお継続の場合は、可能な限り同じクラブに決定しております。

Q 兄弟で学童クラブを申請する予定ですが、通う小学校に学童クラブが2箇所ある場合、兄弟が別々のクラブになることはありますか？

A 兄弟姉妹での入会の場合は、同じクラブに決定しております。ただし定員を超える申請があった場合、学年で入会指数に差が出るため、同月から入会できない場合があります。

Q 夏休みや冬休みのみの利用はできますか？

A 学童クラブの利用が月毎であるため、入会したい月の前月15日までに年度途中の入会申請をしてください。空き状況に応じて入会を決定します。
※退会手続きも必要です。

Q 学童クラブは保護者のお迎えが必要ですか？

A 午後6時からの延長保育時間中は保護者のお迎えが必要です。午後6時までは、お迎え無しの降所も可能です。お子さん同士誘い合っ、集団で登降所できる環境づくりをお願いします。また、寄り道しないで帰宅できるように指導をお願いします。具体的な降所時間や降所方法は、入会後に提出していただく「生活表」と入会後に配布する「れんらくちょう」で確認します。ただし、気象災害等の状況により安全を考慮して、送迎をお願いすることもあります。

Q 学童クラブを欠席する場合は連絡が必要ですか？

A 欠席や降所時間の変更等は、れんらくちょうへの記入、電話又は口頭でお知らせください。学校を欠席又は早退されてクラブを欠席される場合もご連絡ください。事故防止のため、お子さんによる記入、口頭申し入れは認めていません。必ず保護者が連絡してください。

Q 習い事のために、遅刻して来たり一時的に学童クラブを抜けたりすることは可能ですか？

A 学童クラブでは習い事による遅刻や一時的にクラブを抜けることはできません。(夏休みの学校プールや学校での学習を除く)

Q 利用が少なかった月の育成料やおやつ代は、日割り計算されて減額されますか？

A 利用日数にかかわらず、月額料金となります。

Q 学童クラブで怪我をしてしまった場合、保険金の支払いはあるのでしょうか？

A 市で加入している傷害保険から、学童の登降所中及び保育中の事故に対し、一定額のお見舞金が支払われます。ただし登降所時の事故については、寄り道したり習い事に寄ったりした場合は適用されません。

Q 台風や大雪で小学校が臨時休校になる場合がありますが、学童クラブはどうなりますか？

A 小学校が休校になった場合、学童クラブも閉所となります。

16. 入所基準指数表について

(1) 基準指数

番号	保護者の状況			基準指数		
	類型	細目				
1	就労	居宅外就労	月20日 (週5日)以上	1日8時間以上の就労を常態としている。	20	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	19	
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	18	
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	17	
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	16	
			月16日 (週4日)以上	1日8時間以上の就労を常態としている。	19	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	18	
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	17	
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	16	
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	15	
			月12日 (週3日)以上	1日8時間以上の就労を常態としている。	18	
				1日7時間以上8時間未満の就労を常態としている。	17	
				1日6時間以上7時間未満の就労を常態としている。	16	
				1日5時間以上6時間未満の就労を常態としている。	15	
				1日4時間以上5時間未満の就労を常態としている。	14	
2	出産 疾病 障害	出産	出産月及び出産月の前後各2月間にある。		19	
			疾病	次のいずれかに該当する。		20
		ア 1月以上入院している。				
		イ 常時病臥の状態にある。				
		ウ 感染性疾患又は難病を有している。				
		週3日以上通院を1月以上要する状態にある。		18		
		週1、2回の通院を1月以上要する状態にある。		17		
		1月以上安静を要する状態にある。		16		
		上記のほか、1月以上児童の監護に当たることができないと認められる。		14		
		障害	身体障害(2級以上)、知的障害(3度以上)又は精神障害(2級以上)の状態にある。		20	
身体障害(3級)、知的障害(4度)又は精神障害(3級)の状態にある。			18			
身体障害(4級)の状態にある。			16			
3	看護 介護	1人で在宅介護	要介護(要介護度3以上)、身体障害(2級以上)又は知的障害(2度以上)の状態にある者を介護することを常態としている。		20	
			要介護(要介護度2)、身体障害(3級)又は知的障害(3度)の状態にある者を介護することを常態としている。		18	
		週3日以上居宅介護又は週3日以上病院、施設等の付添いを常態としている。		16		
		上記のほか、看護又は介護のため明らかに児童の監護に当たることができないと認められる。		14		
4	求職	求職のため日中の外出を常態としている。		16		
5	就学	就学又は技能修得等のため日中の外出を常態としている。		就労要件の準用		
6	災害復旧等	1月以上災害復旧等のため明らかに児童の監護に当たることができないと認められる。		20		

(2) 調整指数

類型	細目	調整指数
就労時間等	4時間以上で午後3時まで	-1
	4時間以上で午後2時まで	-2
	4時間以上で午後1時まで	-3
	居宅内就労	-1
保護者の状況	ひとり親世帯またはこれに準ずる世帯	4
児童の状況	障害のある児童	2
学年	1年生	0
	2年生	-1
	3年生	-2
	4年生	-2

(3) 優先順位

類 型	細 目	順 位
保護者の状況	ひとり親世帯	1
	生活保護世帯	
	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高い世帯	
	児童虐待等、社会的擁護が必要な世帯	
児童の状況	障害のある児童	2
学 年	学年の低い方	3
就労時間	就労時間が長い方	4
通勤時間	通勤時間が長い方	5

(4)備考

- ・各保護者の状況に基づく基準指数のうち低い方の指数を基準指数とします。
- ・合算指数は、基準指数と調整指数を合算して算出します。学童クラブごとに合算指数の大きい児童から順に入会者を選考します。
- ・合算指数が同じである児童が2人以上いる場合、(3)優先順位により入会を決定します。

17. 学童クラブ一覧

申請番号	小学校名	クラブ名	電話番号(042)	所在地
1	東小学校	東学童クラブA	545-4733	余 裕 教 室
		東学童クラブB	080-4743-5930	余 裕 教 室
2	共成小学校	福 島 学 童 ク ラ ブ	544-3208	学 校 敷 地 内
		わくわく学童クラブ	519-1909	昭島市郷地町2-34-7
3	富士見丘小学校	富士見学童クラブ	541-7864	学 校 敷 地 内
4	武蔵野小学校	武蔵野学童クラブ	544-7683	学 校 敷 地 内
		第二武蔵野学童クラブ	545-8182	学 校 敷 地 内
5	玉川小学校	玉川学童クラブ	545-0510	余 裕 教 室
		第二玉川学童クラブ	545-0363	余 裕 教 室
6	中神小学校	中神学童クラブ	543-2044	都 営 住 宅 内
		第二中神学童クラブ	546-3060	余 裕 教 室
7	つつじが丘小学校	つつじが丘学童クラブA	545-4988	学 校 敷 地 内
		つつじが丘学童クラブB	545-0443	学 校 敷 地 内
8	光華小学校	昭和学童クラブ	545-4534	学 校 敷 地 内
		第二昭和学童クラブ	545-9090	あきみ保育園内
9	成隣小学校	大神学童クラブ	545-4349	学校敷地外南側
10	田中小学校	田中学童クラブ	544-7740	田中町住宅内
11	拝島第一小学校	拝島第一学童クラブA	545-3341	学 校 敷 地 内
		拝島第一学童クラブB	544-3481	学 校 敷 地 内
12	拝島第二小学校	拝島第二学童クラブ	544-5165	学 校 敷 地 内
		美堀学童クラブ	546-5577	学 校 敷 地 内
13	拝島第三小学校	緑学童クラブ	545-4489	緑 会 館 内
		拝島第三学童クラブ	545-2217	余 裕 教 室

* 学区内に2か所ある学童クラブの振り分けについては市で決定します。